

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グアテマラ	ケツアルテナンゴ市給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	ケツアルテナンゴ市給水施設改善計画を実施するために必要な 1. 飲料水供給施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材、車両及び資材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	711,000千円 H17.3.31まで	H16.8.12 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在 グアテマラ大使 ホルヘ・アリック・アラウラチ外務大臣	H17.5.24 297号
グアテマラ	地方地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	地方地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与 6. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	537,000千円 H17.11.21まで	H16.11.22 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在 グアテマラ大使 ホルヘ・アリック・アラウラチ外務大臣	H17.5.30 339号
グアテマラ	ケツアルテナンゴ市給水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	ケツアルテナンゴ市給水施設改善計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.及び3.の生産物の使用に関する指導に必要な役務の供与 6. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,048,000千円 H18.3.31まで	H17.6.20 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在 グアテマラ大使 ホルヘ・アリック・アラウラチ外務大臣	H17.8.11 755号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
グアテマラ	地方地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	地方地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.及び3.の生産物の使用に関する指導に必要な役務の供与 6. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	440,000千円 H18.3.31まで	H17.6.20 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平祐在グアテマラ大使 グアテマラ側 ホルヘ・フリッツ・アラチャチ外務大臣	H17.8.11 756号
グアテマラ	国家文化官殿視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	国家文化官殿視聴覚機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	37,000千円 H18.3.31まで	H17.8.31 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平祐在グアテマラ大使 グアテマラ側 ホルヘ・フリッツ・アラチャチ外務大臣	H17.9.26 958号
グアテマラ	グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	グアテマラの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むグアテマラの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.8.31 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平祐在グアテマラ大使 グアテマラ側 ホルヘ・フリッツ・アラチャチ外務大臣	H17.10.24 1021号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。